

吉 田 町 行 政 改 革 大 綱
(第 3 次)



平成17年11月

吉 田 町

目次

はじめに	1
本町の行政改革推進の経過	
第1 行政改革（第3次）の基本方針	2
第2 行政改革の推進項目	3
1 事務事業の見直し	3
① 事務事業の合理化及び行政評価システムの構築	
② 民間委託等の推進	
③ 地方公営企業の経営健全化	
2 組織・機構の見直し	3
3 定員管理・給与の適正化等	3
① 定員管理の適正化	
② 給与の適正化等	
③ 定員・給与等の状況の公表	
4 人材育成の推進	4
5 高度情報化の推進	4
6 財政の健全化	5
① 健全な財政運営の推進	
② 補助事業（補助金）の見直し	
7 町民参画のまちづくり	5
① 町民参画のしやすい体制づくり	
② 町民の声の反映	
③ 情報公開の推進	
第3 行政改革の推進	6

はじめに

本町の行政改革推進の経過

本町は、昭和50年代後半から積極的に行政改革に取り組み、昭和60年4月には、大課大係制を導入して組織、機構の簡素合理化を図り、同年9月には「吉田町行政改革大綱（第1次）」を策定し、効率的な執務体制の整備や事務事業の見直し等を継続的に推し進めてきました。

当時の日本経済は、のちにバブル景気と呼ばれる好景気を迎えましたが、バブルが崩壊すると、株価や地価の急速な下落、銀行の不良債権が激増しました。平成7年11月、「吉田町行政改革大綱（第2次）」は、そうした社会情勢を背景に策定されました。この大綱は、策定当時としては、目標まで入れた先駆的なもので、一定の成果を挙げ、現在に至っています。

本町では、町税収入をはじめとする歳入が伸び悩む中、新たな行政課題や多種多様な町民ニーズに対応するため、町債の活用、基金の取り崩しなどにより収支の均衡を図ってきた結果、厳しい財政状況に直面することになりました。

一方、地方分権の進展に伴い、地方自治体に対して、より自主的な判断に基づいた施策の立案や、国の推進する三位一体の改革をも踏まえた、財政運営の自立を図ることが求められています。

今後、更に効果的・効率的な行政サービスの提供を実現するためには、受け手に立った「町民視点」、納税者の納得できる税金の使い方という「納税者視点」をこれまで以上に重視しなければなりません。

「吉田町行政改革大綱（第3次）」は、こうした経緯に基づき策定するもので、本町が更に魅力あるまちづくりを進め、町民サービスの向上を図っていくために、自立した、持続可能な行財政運営を目指し、行政改革への取り組みを一層徹底していく必要があります。

第1 行政改革（第3次）の基本方針

地方分権一括法の施行により、地方自治体は、条例制定権の範囲や課税自主権等を行使する余地が広がるなど、「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大しました。

この機会を生かし、本町の自主性を高め、独創的な発想を展開することにより、政策・施策の質を上げていかなければなりません。

国は、従来からの「中央集権型行政システム」から「地方分権型行政システム」確立への大転換を図り、自治体による行政サービスは、町民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものであるとともに、町民の自主的な選択に基づいたものでなければなりません。

それには、本町自身がその意欲と能力を向上させるとともに、自己改革に努める必要があります。すなわち、行政のあり方を根本的に見直し、行財政構造改革を実現するためには、本町が実施するすべての事業について、それぞれの費用対効果と行政効果を明らかにするとともに、積極的な情報提供を行うことにより、本来の「町民機能」の意識が高まり、目標とする信頼と安定に培われた町民と行政をつなぐ循環型システムの構築を目指すものであります。

また、地方分権の推進、情報化の急激な進展など、時代の変化に対応し、町民サービスの向上を図るとともに、簡素で効率的な町政運営に向け、引き続き改革努力を継続するものであります。

このため、次に掲げる項目を重点項目として、行政改革を推進するものです。

- 1 事務事業の見直し**
- 2 組織・機構の見直し**
- 3 定員管理・給与の適正化等**
- 4 人材育成の推進**
- 5 高度情報化の推進**
- 6 財政の健全化**
- 7 町民参画のまちづくり**

第2 行政改革の推進項目

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し、事務事業を見直します。

① 事務事業の合理化及び行政評価システムの構築

地方分権の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めます。

また、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の「行政評価システム」を構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をします。

② 民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務事業については、行政責任の確保、町民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度等の導入を含め、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

なお、町が直接サービスを実施する場合であっても、民間企業の経営手法を取り入れるなどにより、効果的、効率的なサービスの実施に努めます。

③ 地方公営企業の経営健全化

事務事業の見直し、定員管理・給与の適正化、財政の健全化等、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組みます。

2 組織・機構の見直し

権限移譲の進展や社会経済情勢の変化及び新たな行政ニーズの発生に即応した施策を総合的・効果的に展開できるよう、組織・機構を見直します。

見直しに当たっては、業務効率・財政効果、町民サービスの維持向上等の観点から総合的に検討します。

3 定員管理・給与の適正化等

義務的経費である職員給与等の人件費が財政硬直化の一要因となることか

ら、効率的な行政運営を目指し、定員及び給与を見直します。

① 定員管理の適正化

定員の見直しに当たっては、「定員適正化計画」を策定し、常に定員の適正化を図りながら、新たな行政課題やニーズの発生等による増加要因にも的確に対応していきます。

さらに、事務の委託など民間機能の活用やパートタイム的雇用の活用を進めることなどにより、法令等により配置基準が定められている場合を除き、数値目標を掲げて定員を削減します。

② 給与の適正化等

財政事情の悪化、行政及び公務員をめぐる環境の厳しさ、公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与の適正化、給与制度の運用、諸手当の在り方等の見直しを進めます。

給与水準や諸手当については、社会経済情勢を踏まえ、国、県、他の市町村等との均衡に配慮しながら、引き続き適正化に努めます。

また、福利厚生事業については、町民の理解が得られるものとなるよう再点検し、適正な事業を実施します。

③ 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況は、町民が理解しやすい工夫を講じ、公表します。

4 人材育成の推進

地方分権時代の自治体運営を担うに足る人材育成に努めます。

人材の育成に当たっては、長期的・総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるよう、引き続き計画的に職員の異動を行う「ジョブ・ローテーション・システム」の確立、勤務評定制度の充実と活用を推進します。

また、時代の要請に合致した「研修に関する基本的な方針」を定め、地方分権の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置く職員研修を実施します。

5 高度情報化の推進

国の電子自治体構想や高度情報化社会に対応するため、情報セキュリティの確立を図りながら、行政の情報化推進を積極的に取り組むため、事務処理体制の強化や情報のネットワーク化を推進し、効率的な行政運営と行政サービスの質の向上を目指します。

6 財政の健全化

① 健全な財政運営の推進

歳入の確保については、課税客体等の的確な把握に努めます。また、歳出の抑制については、経費の削減を図ることはもとより、事業の廃止を含め、行政関与の必要性、民間活力の活用、費用対効果、将来の財源負担等について総合的に検討した上で、事業の見直しを行います。

経常的経費については、継続的に見直しを行い、財政硬直化に歯止めをかけ、財政の健全化に努めます。

また、三位一体改革における税源移譲、税負担の公平性、自主財源の確保の必要性などを踏まえ、町税等の収納率の向上に取り組みます。

特に、町税については、税務行政の公正性、透明性の確保を図るため、職員の意識改革、能力開発に一層努めるとともに、収納体制を抜本的に見直し、強化を図ります。

町債の発行は、町債残高の増大に伴い、将来の公債費負担が町の財政運営に支障を来すことが予測されるため、極力抑制します。

なお、減税補てん債等、国の景気対策などに伴う特別な町債の発行については、国の地方債計画に基づき弾力的に対応します。

② 補助事業（補助金）の見直し

補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたもの、補助効果が乏しいものなどの廃止、縮減を図ります。

また、補助金の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、目的を精査するとともに、終期を設定します。

7 町民参画のまちづくり

① 町民参画のしやすい体制づくり

簡素で効率的な行政を実現させる観点から、地域の課題や町民ニーズに対応するとともに、町民が参画する団体などが公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、連携、協力を図ります。

また、男女共同参画基本計画に基づいた、町政に参加しやすい仕組みを検討、推進します。

② 町民の声の反映

町民参加を一層推進し、町民との協働関係を構築するためには、町民と行政との対話、情報の交換等、両者間の双方向性の確保が重要です。

そのためには、公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続法及び行政手続条例を適切に運用するとともに、町民の声を施策に反映するパブリッ

クコメント手続制度等の導入を検討します。

③ 情報公開の推進

情報公開条例、個人情報保護条例に基づく制度の適切な運用に努めます。

第3 行政改革の推進

「吉田町行政改革大綱（第3次）」は、本町における行政改革の基本的な考え方及び方向性であり、また、町の行政改革に取り組む姿勢を町民に示すものでもあります。

本大綱を受けて「吉田町行政改革実施計画」を策定し、全庁一丸となって行政改革を計画的に進めるとともに、行政改革の状況については、第三者機関に報告し、助言を得ることはもとより、町民に公表していきます。

行政改革を推進するためには、町民・議会・行政が協調して取り組む必要があります。

今後、本町では、本大綱に盛り込まれた諸課題のみにとどまらず、時代の動向等を踏まえた行財政運営全般について、絶えず新たな視点に立って見直しを進めます。